

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	環 境 部	あぶくまクリーンセンター
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務について 犬猫等死体処分手数料において、収入額に誤りがあった。 (1件10か所) (福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例) <p>支出事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> その他 犬猫等死体収集運搬業務及び手数料等徴収業務委託において、仕様書内容と実際の業務内容に、一部相違があった。(1件) 	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務について <ul style="list-style-type: none"> 犬猫等死体処分業務において、死産児については、頭数に関わらず1頭分の料金として取り扱っていたものです。 これは過去の誤ったやり方を、事務引き継ぎの際に条例との整合性を確認することなくそのまま継続していたため発生したものです。 今年度からは、条例に基づき頭数によって料金を徴収することとしております。 <p>支出事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> その他 犬猫等死体収集運搬業務及び手数料等徴収業務委託に係る領収書について、市が犬猫等死体収集の受付をした時点で、事前に請負業者の領収印を押印していたものです。 この誤りは、同委託の仕様内容を誤って理解していたことが原因であります。 今後領収書については、仕様書に基づき申込者から代金を受領した時点で請負業者が押印することとします。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	環境部	環境再生推進室
指 摘 の 内 容	<p>財産管理関係 備品取扱事務について</p> <p>・福島市除去土壌履歴管理支援システムの専用端末借用書、タブレット端末借用書、福島市の除去土壌履歴管理支援システム利用規約において、日付の修正方法が誤ったものがあった。 (1件)</p>	
講 じ た 措 置 の 内 容	<p>財産管理関係 備品取扱事務について</p> <p>・借用書の受付等の事務処理は、除去土壌収集・運搬等発注者支援業務委託契約に基づく受託業者（以下、発注者支援という。）が行っております。この度の誤りは、収集・運搬の請負業者から借用書等を受け付けた際、日付の誤りが発覚したため、発注者支援が安易に修正液や二重線で訂正したこと、その後の市のチェックにおいても発見できなかったことにより発生したものであります。</p> <p>このことにつきましては、発注者支援に対して適切な事務処理を行うよう指導を徹底するとともに、職員が複数でチェックするよう体制を整え、再発の防止を図ってまいります。</p> <p>また、今般、指摘された書類に関して、再提出を実施しております。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。